

社会福祉法人神戸市西区社会福祉協議会 西区ボランティアルーム利用要領

1. 目的

神戸市西区社会福祉協議会(以下、「西区社協」という)では、西区内で活動するボランティアグループの活動支援の一環として、ボランティアグループの会議等の利用に供するため、ボランティアルームの貸出について適正かつ円滑に行えるよう要領を定める。

2. 利用できる団体

- (1) ボランティア活動を目的に結成され、西区ボランティアセンターに登録しているボランティアグループ。
- (2) その他、西区社協が認めた団体。

3. 利用定員

16人

4. 利用できる時間帯

日曜日及び土曜日、国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く平日とし、次の区分により利用できるものとする。

- (1) 午前 9:00～12:00
- (2) 午後 13:00～17:00
- (3) 午前・午後 9:00～17:00

※その他、西区社協事業で使用する日を除く。

5. 利用方法

- (1) ボランティアルームを利用する場合は、利用日の属する月の2か月前の月の初日からボランティアセンターに利用の予約を行う事ができる。ただし、申込みは1グループあたり原則として月2回までとする。
- (2) 利用の申し込みを行った者は利用までに「ボランティアルーム利用申請書」を提出する。

6. 利用の決定

利用申し込みに対して、以下のすべてに合致する場合に、申し込み順に利用を許可する。また、利用許可後においても、ボランティアルームを災害対応等の緊急の重大な公益実現のための優先利用に供さざるをえなくなった場合、西区社協は利用許可を取り消すことができる。

- (1) 本要領に定める利用目的であり、禁止事項に該当するものでないこと。
- (2) 利用料を無料としている趣旨にかなう利用であること。
- (3) その他区役所庁舎内での利用方法として適していること。
- (4) ボランティアルームの利用に関し、過去に正当な理由なく利用予定日直前にキャンセルする等の迷惑行為や、本会の指示に従わない等の違反行為を行っていないこと。

7. 利用のルール

- (1)建物及び設備、器具、備品等を大切に扱うこと。
- (2)大声を出すこと、楽器の練習等は不可とし、静かに使用すること。
- (3)利用後は部屋をきれいにし、ゴミは必ず持ち帰ること。
- (4)自ら持ち込んだ資機材は、全て持ち帰ること。

8. 利用の禁止

- (1)ボランティア活動や福祉活動に関連しないもの。
- (2)会費、入場料等を徴収し、または物品販売を行うもの。
- (3)宗教活動又は政治活動のための利用を目的とするもの。
- (4)公益を害し、又は風俗を乱すおそれのあるもの。
- (5)その他、西区社協が不相当と認めたもの。

9. 損害の弁償

施設・設備を破損した場合は、直ちに西区社協に届け出ること。破損状況によっては、西区社協からその損害の弁償を求める場合がある。

10. その他

本要領に定めない必要事項については、西区社協が定める。

11. 付則

この要領は、令和4年2月14日から施行する。